

職員研修施設に関する調査
結 果 報 告 書

平成 22 年 12 月

総務省行政評価局

前 書 き

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや、おおむねブロック単位に支所等を複数設置しているものなどがある。また、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様である。

政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等として、平成 22 年 6 月 22 日に「財政運営戦略」を閣議決定した。これにより、各府省は、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則とし、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。

このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、需要に応じた適正規模の下、研修施設を効率的に運用するための的確な見直しを実施することが重要となっている。

平成 21 年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国土交通大学校が対象となり、評決結果では「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところである。また、研修施設の一部については、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」による「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日）等において、廃止、移転又は各府省の研修施設を共同研修所として集約することにより効率的な運用を図ることとされている。

この調査は、このような状況を踏まえ、研修施設について、設置状況、研修の実施状況、運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

また、平成 22 年から各府省が実施している「行政事業レビュー」に際しては、この調査結果を参考として、研修施設の運営実態の的確な把握・分析による更なる見直し等が行われることを期待する。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 研修施設の廃止、縮小等	2
2 効率的な研修実施の推進	99
3 研修に係る運営の適正化	
(1) 研修施設における調達等の適正化	177
(2) 食堂施設の運営の適正化	187
(3) 旅費の節減に係る取組の徹底	200
(4) 研修に係る費用負担の適正化	204
4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進	210

図 表 目 次

1 研修施設の廃止、縮小等

表 1-①	研修施設の設置状況	8
表 1-②	財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）〈抜粋〉	10
表 1-③	国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書等	11
表 1-④	内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおける国土交通大学校に対する評価結果	14
(1)	研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの	
表 1-(1)-①	稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、研修施設を廃止又は廃止を決定しているもの	15
表 1-(1)-②	敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定しているもの	18
表 1-(1)-③	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	21
表 1-(1)-④	研修施設を廃止することが可能とみられるもの	27
表 1-(1)-⑤	研修施設を縮小することが可能とみられるもの	31
表 1-(1)-⑥	研修施設を縮小することが可能とみられるもの	36
表 1-(1)-⑦	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの	40
表 1-(1)-⑧	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの	47
表 1-(1)-⑨	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの	57
表 1-(1)-⑩	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられるもの	63
表 1-(1)-⑪	研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの	72
(2)	宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの	
表 1-(2)-①-i	民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方	77
表 1-(2)-①-ii	民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設（平成 21 年度）	78
表 1-(2)-②	安価な民間宿泊施設を活用することにより研修を実施していたもの	79
(3)	体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	

表 1 - (3) - ①	体育施設の設置状況	80
表 1 - (3) - ②	体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	83
表 1 - (3) - ③	体育施設（体育館）を廃止等することが可能とみられるもの	83
表 1 - (3) - ④	体育施設（体育館以外）を廃止等することが可能とみられるもの	84
表 1 - (3) - ⑤	利用実績が低くなっており、外部の体育施設で研修を実施することにより、体育施設を廃止したもの	85
表 1 - (3) - ⑥	研修で利用していなかった体育施設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要のあるもの	87
(4)	研修施設の共同利用の推進	
表 1 - (4) - ①	同一府省の異なる研修機関が施設を共同利用しているもの	89
表 1 - (4) - ②	同一府省の異なる研修機関が宿泊施設を共同利用しているもの	90
表 1 - (4) - ③	同一ブロック内の研修施設の設置状況	92
表 1 - (4) - ④	近隣に所在する研修施設等との施設の共同利用を推進する余地があるもの	94
(5)	研修業務に係る実施体制の見直しの推進	
表 1 - (5)	地方研修支所等の研修担当職員の業務実施体制等	97

2 効率的な研修実施の推進

(1)	独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの	
表 2 - (1) - ①	単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの	105
表 2 - (1) - ②	研修受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの	108
表 2 - (1) - ③	民間企業における語学、パソコン及び簿記に係る研修の実施例	111
表 2 - (1) - ④	電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している例	112
表 2 - (1) - ⑤	研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているもの	115
表 2 - (1) - ⑥	森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているもの	118
表 2 - (1) - ⑦	パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止したもの	122
表 2 - (1) - ⑧	パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止したもの	124
表 2 - (1) - ⑨	集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する初歩的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止したもの	126

表 2 - (1) - ⑩	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとしたもの	129
表 2 - (1) - ⑪	簿記研修（3級レベルコース）を実施している例	131
表 2 - (1) - ⑫	国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの	135
(2)	府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等	
表 2 - (2) - ①	異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの	136
表 2 - (2) - ②	異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの	138
表 2 - (2) - ③	複数の支所で実施していた研修を集約して実施しているもの	142
表 2 - (2) - ④	同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれにおいて実施しているもの	146
表 2 - (2) - ⑤	研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施しているもの	151
表 2 - (2) - ⑥	講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施しているもの	155
(3)	研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの	
表 2 - (3) - ①	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の観点から、eラーニング形式により実施しているもの	160
表 2 - (3) - ②	集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更したもの	162
表 2 - (3) - ③	都道府県において、研修実施方法の工夫をしているもの	165
表 2 - (3) - ④	2級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの	167
表 2 - (3) - ⑤	国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修及び応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの	170
(4)	研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの	
表 2 - (4)	未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を行っていること等のため、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられるもの	171

3 研修に係る運営の適正化

(1) 研修施設における調達等の適正化

表 3 - (1) - ①	調達の適正化に係る規程等	179
表 3 - (1) - ②	国有財産の使用許可に関する規定	181
表 3 - (1) - ③	宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人と随意契約 しているもの	182
表 3 - (1) - ④	清掃業務等について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を 締結しているもの	184
表 3 - (1) - ⑤	宿泊施設の各居室にテレビを設置しているもの	186
(2)	食堂施設の運営の適正化	
表 3 - (2) - ①	独立行政法人の法定外福利厚生費に関する事務連絡	189
表 3 - (2) - ②	研修施設における食堂施設の運営状況（平成 21 年度）	190
表 3 - (2) - ③	全寮制であるが食堂の運営を取りやめた例	193
表 3 - (2) - ④	直営による食堂業務を見直し、民間事業者に食堂施設の使用許可を与 えることとしたもの	195
表 3 - (2) - ⑤	委託費等を支出して実施している食堂業務を国費の支出を要しない方 法に移行することが必要と考えられる例	196
表 3 - (2) - ⑥	直営で実施している食堂業務を国費の支出を要しない方法に移行す ることが必要と考えられる例	198
表 3 - (2) - ⑦	食堂の運営方法を国費の支出を要しない方法に移行する必要がある研 修施設	199
(3)	旅費節減に係る取組の徹底	
表 3 - (3) - ①	旅費に関する調整規定	201
表 3 - (3) - ②	日額旅費の減額調整を行っていない研修施設	203
表 3 - (3) - ③	日額旅費の減額調整を行っていない研修施設における減額調整の試算	203
(4)	研修に係る費用負担の適正化	
表 3 - (4) - ①	研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収 状況	205
表 3 - (4) - ②	受講者のうち国の職員以外の者から研修に係る経費を徴収している例	206
表 3 - (4) - ③	地方公共団体及び民間企業において、外部の受講者を受け入れている 例	209
表 3 - (4) - ④	研修対象以外の受講者に対して費用負担を求めている研修施設にお ける研修に係る費用	209
4	研修施設の運営実態の把握・分析の推進	
表 4 - ①	行政事業レビューの概要	212
表 4 - ②	研修施設の研修計画・研修実績等を報告する仕組みの整備状況	213
表 4 - ③	改善を求める事項一覧	216